

芳賀町 緑の基本計画



町の緑を支え
増やす活動強化



人々が安らぐ
豊かな緑の創出



町の風景を
成す緑の保全

はじめに

緑の基本計画とは……

私たちの住む芳賀町は、緑豊かな農村地帯であり、東西の丘陵地には自然樹林とともに緑に囲まれた歴史的史跡や社寺、天然記念物（樹木）が多くあります。

中央部の広大な水田地帯には屋敷林が介在し、四季の変化とともにこれらの田園風景は、かけがえのないものとなっています。

私たちは、将来にわたる芳賀町の緑との関係をより深め、これらの恵まれた環境を積極的に維持保全しなければなりません。

このようなことを背景に、町の緑の現状を把握しながら、町全体の緑の将来像をイメージし、「緑をまもること」と「緑をふやすこと」を明確にすることを目的に「芳賀町緑の基本計画」を策定しました。

対象とする緑

本計画では次の緑について、保全・創出・活用を検討しています。

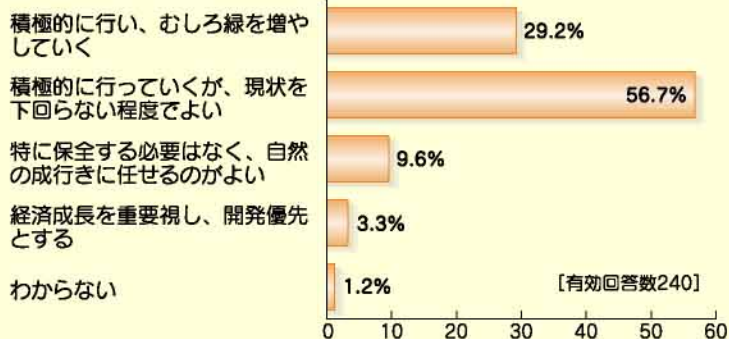
- ・施設緑地
- ・都市公園（都市公園法で規定するもの）
- ・公共施設の緑（道の駅はがなどの緑）
- ・民間施設の緑（神社の境内地、ゴルフ場などの緑）
- ・地域制緑地
- ・法によるもの（風致地区、自然環境保全地域など）
- ・条例によるもの（畜産試験場など）
- ・緑地協定や地区計画によるもの（面整備地区など）

緑の役割



アンケート

今後、芳賀町の緑の保全についてどのようにしていくべきだと思いますか？



将来の課題

- 現在ある緑をどのように保護していくか…
- これからの芳賀町にはどんな緑が必要か…
- 変化する社会に対応する緑のあり方とは…
- 地球環境への意識の高まり…
- 町民の皆さんの緑化活動や緑化意識をどう支えていくか…

今後、芳賀町の緑化に対してどのようにしていくべきだと思いますか？



緑の将来像

…農村と都市の調和した…

●●● 緑のまちはが ●●●

緑のもつ重要な機能と役割を再認識するとともに、"都市機能と自然が調和したまちづくり"を進めていきます。そのための基本理念、基本方針を次のとおり定めています。

基本理念	町の風景を成す緑の保全	人々の安らぐ豊かな緑の創出	町の緑を支え増やす活動強化
基本方針	景観を形成する緑の保全 自然性を保つまとまりのある緑の保全 歴史や文化を伝える育む緑の保全 川と水辺の緑の保全	人々が集う緑の保全・創出 暮らしに身近な緑の創出	緑を守り育てる体制づくり イベント、PR活動などによる緑化意識の向上 緑化活動への支援

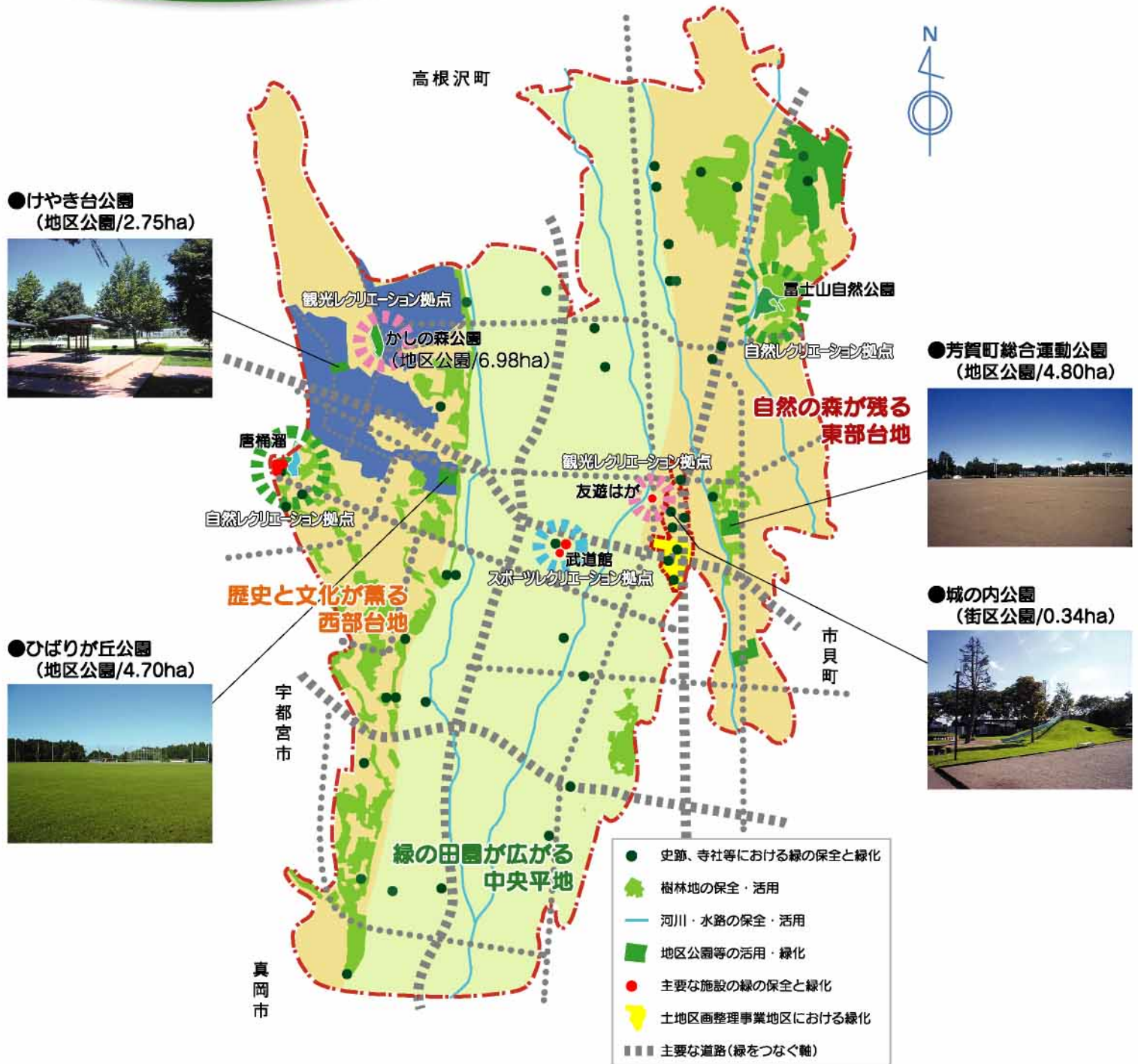
目標水準

将来像実現のために、確保すべき緑の量を次のとおり目標として掲げています。

	現況(平成12年)		目標年次(平成32年)
芳賀町の面積に対する緑地の割合	4.79%	➡	7.71%
市街地の面積に対する緑地の割合	21.93%	➡	36.44%
町民1人あたり公園等の面積	77.94㎡/人	➡	85.75㎡/人
町民1人あたり都市公園の面積	15.68㎡/人	➡	15.17㎡/人

緑地の配置方針

町の地理的特性である東西の大地と中央部の水田地帯を基本として、将来における緑の配置を次のとおり定めています。



自然レクリエーション拠点

「富士山自然公園」「唐桶宗山公園」の2カ所の公園周辺一帯を「自然レクリエーション拠点」として位置づけ、豊かな自然とやすらぎを提供する地域として整備、保全を図ります。



観光レクリエーション拠点

五行川に隣接する「道の駅はが」「友遊はが」「芳賀温泉ロマンの湯」の各施設、及び芳賀高根沢工業団地に隣接する「かしの森公園」の2ヶ所については、「観光レクリエーション拠点」として位置づけ、人々が楽しく交流する場として、また観光の拠点として周辺を含めた整備と保全を図ります。



スポーツレクリエーション拠点

「温水プール海洋センター」「武道館」「与能テニスコート」等のスポーツレクリエーション施設は、町民の健康増進と体力づくりの拠点として維持管理を図ります。



主な緑化施策



緑をまもるための施策



緑をふやすための施策

■公園や公共施設の緑化

●公共施設

学校や役場などは、都市緑化の先導的施設として積極的な緑化と保全をしていきます。

 敷地内の緑化と保全

 町の木「けやき」などのシンボルツリーの植栽



芳賀北小学校

●道路の整備

公園や施設を相互につなぐ緑のネットワークの形成を図ります。

 避難路としての整備

 メインストリートとなる都市計画道路などへの植樹帯、植樹ます、緑地帯の整備と保全

●公園の整備

いこいの場として次のように整備していきます。

 バリアフリー化による、全ての人が利用しやすい空間づくり

 周辺部の植栽などによる防災機能の強化



バリアフリースイートイレ
(かしの森公園)

●祖母井南部地区(緑化重点地区)

新市街地となる祖母井南部地区は、緑化重点地区として積極的に緑化していきます。

 街路樹・植樹ますの設置

 新たな公園の設置 7ヶ所 合計1.7ha

 市民農園の活用による自然とのふれあい

祖母井南部地区予想図



■民有地や民間施設の緑化

●原風景の保全

次のような風景は芳賀町を代表する原風景として、条例などにより保全策を検討していきます。

 東西の台地に
広がる樹林地

 田園風景と
点在する屋敷林

●祖母井南部地区(緑化重点地区)

新市街地となる祖母井南部地区は、緑化重点地区として次のような施策により緑化を推進します。

 地区計画の導入と生け垣設置補助金の活用

 ゆとりのある宅地利用と庭などの緑化の推進

 環境負荷の少ない住宅などへの助成

 商業地における広場空間の創出

●地区計画

地区計画を導入することで、建築物の用途や壁面の位置、垣や柵の構造などが制限され、整ったまちなみにすることができます。

●生け垣設置補助金
生け垣の設置に対し、補助金を交付する制度があります。
(3,000円/1m
限度額60,000円)
詳しくは町都市計画課までお問い合わせください。

●工業団地の緑化

芳賀工業団地の立地企業と芳賀町は環境に関する協定を結んでいます。さらなる緑化を促進していきます。

 緩衝緑地の創出と保全

 接道部の植栽と保全

●住宅地の緑化など

緑化と緑の保全には、住民のみなさんのご協力が不可欠です。

宅地内の植栽や生け垣の設置、いまある緑の保全やお手入れなど、『農村と都市の調和した緑のまち"はが"』実現のために、身近なところから協力をおねがいします。



「芳賀町緑の基本計画」についてのお問い合わせは、

芳賀町都市計画課

電話: 028-677-6020

eメール: toshikei@town.haga.tochigi.jp